

実践ゼミ

# 令和7年分の贈与税と消費税の確定申告 実務上の留意点を中心に

税理士 浅井 一宏  
公益財団法人日本税務研究センター

- 1 R7贈与税申告と相続時精算課税 . . . P4
- 2 R7消費税申告とインボイス制度の経過措置 . . . P15

- 本レジュメでは、令和7年を「R7」など、略称を用いている箇所がありますが、ご了承ください。

- ✓ 贈与税では、令和6年分以降、相続時精算課税を選択した贈与にも、110万円の基礎控除が創設されました。本年（令和7年分）の贈与税申告においても、相続時精算課税を選択する贈与は、増えてくると想定されます。
- ✓ 消費税では、令和5年分以降、適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されました。インボイス制度の開始に伴い、「2割特例」や、「免税事業者等からの仕入れ（みなし仕入税額控除）」など、いくつかの経過措置が設けられています。
- ✓ 今回の実践ゼミでは、本年（令和7年分）の確定申告で特に留意すべき、①贈与税と相続時精算課税、②消費税とインボイス制度における経過措置について、解説します。

# 1 .R7贈与税申告と相続時精算課税

---

# 1 R7贈与税申告と相続時精算課税

✓ 所得税の確定申告を依頼されるお客様には、「贈与税の申告はありませんか」と、セットでお聞きするようにしましょう。

◆ 特に年末帰省などのタイミングで、お子様やお孫様と一堂に会したお客様一家は、将来的な相続も見据えて、生前贈与をしておこうという話題になりがちです。

◆ 最近では、インターネットで贈与税の基礎知識や相続時精算課税などの情報を集めて、ネットバンキングで年末に駆け込み送金することも、容易になりました。

→ 会計事務所に相談もできない時期の贈与ですが・・・

贈与税の申告の必要はありませんか！？

暦年課税でなく、相続時精算課税でよろしいですか！？



# 1 R7贈与税申告と相続時精算課税

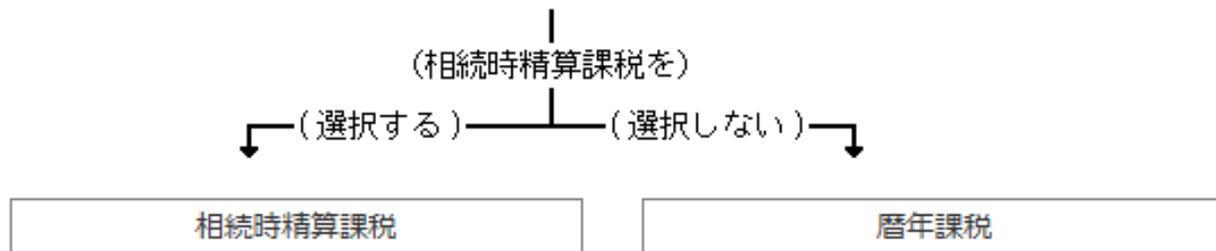
## 参考 相続時精算課税制度のあらまし

[令和7年4月1日現在法令等]

財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・ 財産を贈与した人 (贈与者) → 60歳以上の父母または祖父母など  
(住宅取得等資金の贈与の場合には特例があります。)
- ・ 財産の贈与を受けた人 (受贈者) → 18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人または孫  
(一定の納税猶予制度の適用を受ける場合には特例があります。)



出典 国税庁webページより一部引用  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103\\_sankou.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103_sankou.htm)

# 1 R7贈与税申告と相続時精算課税

## 相続時精算課税

### [贈与税]

- (1) 贈与財産の価額から控除する金額
  - ① 基礎控除額 (注1) 毎年110万円  
なお、同一年中に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。
  - ② 特別控除額2,500万円  
なお、前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が限度額となります。
- (2) 税額  
基礎控除額 (注1) および特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率で計算します。

↓  
(相続時に精算)

## 暦年課税

### [贈与税]

- (1) 贈与財産の価額から控除する金額  
基礎控除額 毎年110万円
- (2) 税額  
課税価格に応じ贈与税の速算表で計算します。

出典 国税庁webページより一部引用 (URLは前スライドと同じ)  
ただし、下線は講師が追加。

なお、相続時精算課税の選択や計算方法等の概要は、タックスアンサーNo.4103を参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103.htm>

(注1) 令和6年1月1日以後に相続時精算課税に係る贈与により取得した財産について適用されま  
す。そのため、令和5年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した財産については、  
基礎控除額は控除されません。

# 1 (留意点1) 相続時精算課税選択届出書

- ✓ 相続時精算課税選択届出書は、適用する贈与者ごとに作成が必要です。
- ✓ 相続時精算課税を選択すると、撤回することはできません。

相続時精算課税選択届出書

(令和6年分以降)

<p>令和 8 年 2 月 25 日</p> <p>板橋 税務署長</p>	受贈者	住所 又は 居所 〒XXXX-XXXX 電話( XXX - XXX - XXXX ) 板橋区〇〇△丁目×番×号	○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類と一緒に提出してください。
	フリガナ	オツザワ ハナコ	
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大・昭・平) 1 年 8 月 28 日	
	個人番号		
		特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和 7 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 16 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法 (該当する場合は、□に✓印を記入してください。)

贈与税の申告書を提出せず、相続時精算課税選択届出書を単独で提出する場合には、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

令和7年中に特定贈与者(1ページ参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

出典 国税庁webページ (令和7年分贈与税申告の仕方 20頁) より一部引用  
<https://www.nta.go.jp/taxes/te-tsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2025/pdf/all.pdf>

# 1 (留意点1) 相続時精算課税選択届出書

- ✓ 贈与税の申告期限までに提出しない場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。
- ✓ 過去に届出をした贈与者（特定贈与者）からは、改めて提出する必要はありません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法（該当する場合は、□に✓印を記入してください。）

私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。

（注）贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。

4 添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

(1) 受贈者の氏名、生年月日

(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

（※）1 租税特別措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7（相続時精算課税適用者の特例）の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8（相続時精算課税適用者の特例）の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。）。

作成税理士		電話番号	
-------	--	------	--

しません。

特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額が、相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）を超えない場合など、贈与税の申告書を提出せず、相続時精算課税選択届出書を単独で提出する場合には、□にレ印を記入してください。

出典  
国税庁webページ（令和7年分贈与税申告の仕方20頁）より一部引用（URLは前スライドと同じ）

# 1 (留意点2) 2回目の相続時精算課税贈与

- ✓ 相続時精算課税を適用する贈与者（特定贈与者）からの贈与は、贈与財産の額が基礎控除額（110万円）を超えると、たとえ納税額はゼロでも申告が必要です。

令和  年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正 FD4738

受贈者の氏名 日税 太郎

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日					
			財産の価額					
所在場所等			数量	単価	固定資産税評価額	倍数		
現金、預貯金等		普通預金	令和 <input type="text" value="07"/> 年 <input type="text" value="12"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日					
			<input type="text" value="00"/>	<input type="text" value="00"/>	<input type="text" value="51000000"/>	<input type="text" value="00"/>		
△△銀行××支店				円	円	倍		
			<input type="text" value="00"/>	年	<input type="text" value="00"/>	月	<input type="text" value="00"/>	日
			<input type="text" value="00"/>	円	円	倍		
			<input type="text" value="00"/>	年	<input type="text" value="00"/>	月	<input type="text" value="00"/>	日
			<input type="text" value="00"/>	円	円	倍		

住所  
大阪府大阪市中央区〇〇  
〇丁目〇-〇

フリガナ  
ニチセイカイカスオ

氏名  
日税 和夫

続柄  
 ← 父<sup>1</sup>、母<sup>2</sup>、祖父<sup>3</sup>、祖母<sup>4</sup>、1~4以外<sup>5</sup> ※国の場合に記入します。

生年月日  
      ↑ 明治<sup>1</sup>、大正<sup>2</sup>、昭和<sup>3</sup>、平成<sup>4</sup>

左の特定贈与者から取得した財産の明細

第二表 (令和6年以降用) (第二表は、必要な添付書類と)

祖父が孫に、R7に510万円を、駆け込み贈与した。

# 1 (留意点2) 2回目の相続時精算課税贈与

【例】祖父が孫に、R6に、初めて相続時精算課税を適用し、410万円を贈与。R7も、510万円の贈与。

→R7は相続時精算課税選択届出書を提出しないので、申告不要と認識していないか？

精	財産の価額の合計額（課税価格）	②⑥	5	1	0	0	0	0	0	0	0
	基礎控除の計算	②⑦	5	1	0	0	0	0	0	0	0
算	基礎控除の計算	②⑧	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	②⑧の控除後の課税価格（②⑥-②⑧）	②⑨	4	0	0	0	0	0	0	0	0
課	特別控除額の計算	③⑩	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別控除額の残額（2,500万円-③⑩）	③⑪	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	特別控除額（②⑨の金額と③⑩の金額のいずれか低い金額）	③⑫	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-③⑩-③⑫）	③⑬	1	8	0	0	0	0	0	0	0
税	③⑫の控除後の課税価格（②⑨-③⑫）【1,000円未満切捨て】	③⑭							0	0	0
	税額の計算	③⑮								0	0
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	③⑯									
	差引税額（③⑮-③⑯）	③⑰									0

(申告書第一表と一緒に提出してください。)

R7の贈与が110万円を超える場合、2,500万円の特別控除枠が使用され、翌年に繰り越される金額も変わりますので、R7も贈与税の申告が必要です。

◆ 相続時精算課税贈与の申告が期限後になると、特別控除額を使えませんが、注意が必要です。

# 1 (留意点3) 相続時精算課税の基礎控除額

- ✓ 2人以上の特定贈与者から贈与を受ける場合、基礎控除の110万円は、案分されます。
- ✓ 暦年課税の基礎控除とは別の制度です（両制度で案分等はしません）。

## 相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法

<⑳：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額>

$$\begin{array}{l} \text{(申告書第二表1枚目の㉞)} \quad \quad \quad \text{(申告書第二表2枚目の㉞)} \\ 2,500,000\text{円} \quad + \quad 20,000,000\text{円} \quad = \quad 22,500,000\text{円} \end{array}$$

<申告書第二表1枚目の㉟：祖父（埼玉一男）からの贈与財産に係る基礎控除額>

$$\begin{array}{l} \text{(申告書第二表1枚目の㉞)} \\ 1,100,000\text{円} \quad \times \quad \frac{2,500,000\text{円}}{22,500,000\text{円}} \quad = \quad 122,223\text{円} \quad (\text{※}) \end{array}$$

(㉟：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額)

<申告書第二表2枚目の㉟：祖母（埼玉花子）からの贈与財産に係る基礎控除額>

$$\begin{array}{l} \text{(申告書第二表2枚目の㉞)} \\ 1,100,000\text{円} \quad \times \quad \frac{20,000,000\text{円}}{22,500,000\text{円}} \quad = \quad 977,777\text{円} \quad (\text{※}) \end{array}$$

(㉟：特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額)

※ 計算した金額に、1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整します。

出典 国税庁webページ（令和7年分贈与税申告の仕方 22頁）より一部引用  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2025/pdf/all.pdf>

# 1 (留意点4) 相続税の納税義務者

- ✓ 相続時精算課税を適用して財産を受贈した者は、相続税の納税義務者となります。
- ✓ 例えば、推定相続人でない孫も、相続税の納税義務者になります。

相続税のかかる人と課税される財産の範囲

相続税のかかる人	課税される財産の範囲
(1) 相続や遺贈で財産を取得した人で、財産を取得した時に日本国内に住所を有している人（その人が一時居住者である場合には、被相続人が外国人被相続人または非居住被相続人である場合を除きます。）	取得したすべての財産
(5) 上記(1)～(4)のいずれにも該当しない人で贈与により相続時精算課税適用財産を取得した人	相続時精算課税適用財産

出典 国税庁webページより一部引用  
(タックスアンサーNo.4102)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4102.htm>

- ◆ 贈与が法的に成立していれば、相続税法に従い、贈与税の申告をする必要があります。
- ◆ しかし、贈与税の申告をする場合でも、①相続時精算課税を選択すべきなのか、②暦年課税で申告すべきか、もう少しだけ考える時間はあると思われます。
- ◆ 相続時の納税義務者の範囲以外にも、相続時精算課税を適用するメリット/デメリットがありますので、お客様と、いずれが良いのかを話し合っ、対応する必要があります。

# 1 (参考) R7贈与税申告に役立つ資料

## 令和7年分 贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。
- 令和7年分の贈与税の申告書の受付は、**令和8年2月2日(月)から同年3月16日(月)まで**です。
- 令和7年分の贈与税の納期限は、**令和8年3月16日(月)**です。

### 贈与税の申告は スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」から

- ✓ スマホで
- ✓ 贈与税の申告書の
- ✓ 作成・提出ができます!

「確定申告書等作成コーナーはこちら」

＼メリットたくさん／

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
- 受信通知からいつでも内容確認
- 送付書類はスマホからPDFで送信可能
- すでに約4人中3人がe-Taxで申告しています!!

※メンテナンス期間を避けます ※一部の書類を添付します

e-Taxに必要なものは裏表紙をチェック!

税務署 この社会あなたの税がいている

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2025/pdf/all.pdf>

## 令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和6年1月1日施行

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

### 概要

#### 相続時精算課税

改正1 → 2ページ  
年110万円の基礎控除の創設

改正2 → 3ページ  
土地又は建物が被災した場合、その土地又は建物の価額を再計算

相続時精算課税選択後の贈与

#### 贈与税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額(110万円(注))**を控除し、特別控除(最高2,500万円)の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

(注) 2ページの※3をご覧ください。

#### 相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額(再計算後の価額)の適用がある場合には、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

#### 暦年課税

改正3 → 4ページ  
生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内から7年以内に延長

改正4 → 4ページ  
延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算対象外

それ以前の贈与 延長された4年間の贈与 相続開始前3年以内の贈与

#### 贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特別税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

#### 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。**

令和5年6月

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

## 2.R7消費税申告とインボイス制度の経過措置

---

## 2 R7消費税申告とインボイス制度の経過措置

- ✓ 令和7年分も、一般課税（本則課税）・簡易課税・2割特例の、3つの計算方法があります。
- ✓ 先ずは、お客様が、どの計算方法を採用するべきかを確認しましょう。

### 一般用

#### 令和7年分 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

#### 個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
- 令和7年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和8年9月31日(火)**です。
- ▲ **ご注意ください!**  
申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。
- 振替納税をご利用の方は、令和8年4月30日(木)が振替日です。
- 適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）を機に免税事業者から適格請求書発行者（以下「インボイス発行者」といいます。）となった事業者の方については、2割特例を適用することができます。
- ※ 2割特例には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。  
2割特例を適用する場合は「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。



#### 確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自宅から消費税の確定申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
  - ◆ 「確定申告書作成コーナー」で青色申告決算書・収支内訳書を作成すれば、収入金額や経費の内容等を引き継いで、消費税の確定申告書を作成することができます。
  - ◆ 作成した確定申告書は、マイナンバーカード、マイナンバーカード取扱い対応のスマホ（又はICカードリーダー）、マイナンバーカードのパスワード2つ【①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）②署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）】を用意すれば、自宅からe-Tax（電子申告）を利用して提出できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

### 簡易課税用

#### 令和7年分 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

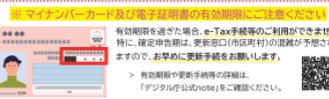
#### 個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
- 令和7年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和8年9月31日(火)**です。
- ▲ **ご注意ください!**  
申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。
- 振替納税をご利用の方は、令和8年4月30日(木)が振替日です。
- 適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）を機に免税事業者から適格請求書発行者（以下「インボイス発行者」といいます。）となった事業者の方については、2割特例を適用することができます。
- ※ 2割特例には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。  
2割特例を適用する場合は「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。



#### 確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自宅から消費税の確定申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
  - ◆ 簡易課税制度を適用している方は、「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、事業区分ごとに売上（収入）金額等を入力するだけで、計算通り納税額を計算することができます。
  - ◆ 作成した確定申告書は、マイナンバーカード、マイナンバーカード取扱い対応のスマホ（又はICカードリーダー）、マイナンバーカードのパスワード2つ【①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）②署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）】を用意すれば、自宅からe-Tax（電子申告）を利用して提出できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

### 2割特例用

#### 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

（個人事業者・法人共通）

- ▶ 2割特例は、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。適用に当たっての留意点は次頁で説明しています。
- ▶ さらに、個人事業者の方は、**確定申告書等作成コーナー**を使えば、金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が作成できます。（※詳しくは裏表紙をご覧ください）

#### 「2割特例」とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行者となった事業者の方について、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間に係る消費税の申告に必要な仕入控除税額の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の経過する金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができる特例です。

（個人事業者又は12月決算法人の例）



#### 2割特例により計算した場合の納税額(概算)

※ 詳細な計算方法は4頁以降の設例をご参照ください。

あなたの売上げ・収入 (万円) × 10/110 ※ × 2割 = 納税額 (万円)

※ 飲食料品の場合は 8/108

※ 請求書や支払を受ける際に受け取った期間に形や税額の記載があるものを集計（給与収入は除きます）  
 ※ 事業用の不用品（パソコンなど）の売却収入なども含まれます  
 ※ 飲食料品の売上げや収入がある場合は、税率ごとに区分する必要があります

- ▶ 2割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
- ▶ 2割特例を適用し（又は適用せずに）、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする（又は適用する）ことは原則としてできません。

（令和7年11月版）

出典 国税庁webページ（各手引は、以下のwebページ内の【消費税関係】の箇所に、掲載されている）  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#a-06>

## 2 R7消費税申告とインボイス制度の経過措置

- ✓ 適格請求書（インボイス）制度の開始を契機に、いくつかの経過措置が、設けられています。
- ✓ 今回は、R7の確定申告に際して、留意すべき経過措置を、2つ紹介します。

### （1）「2割特例」の適用可否の判定

- ・・・特に、免税事業者であった時期も含む基準期間の課税売上高について

### （2）インボイス発行事業者以外の者（**免税事業者等**）からの課税仕入れに係る「**みなし控除割合**」

- ・・・特に、短期前払費用の特例を適用する場合



## 2 (留意点1) 2割特例を適用するための基準期間の課税売上高

- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることが、2割特例の要件の1つです。
- ✓ 特にインボイス制度開始まで、免税事業者だったお客様は、判定計算に留意が必要です。



### 2割特例を適用できる事業者

- ▶ インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方が適用できます。
- ▶ 一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます(詳しくは6、7頁をご覧ください)。

(注) 前課税期間において2割特例を適用した場合であっても、基準期間(2年前)の課税売上高が1,000万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は適用できません。

基準期間(令和5年分)の中途から課税事業者となった場合、課税売上高の計算にご注意ください。

#### 基準期間の課税売上高の計算方法



【計算例】※ 適用税率は全て10%

- ① 令和5年1月～9月 課税売上高 7,500,000円
- ② 令和5年10月～12月 課税売上高 3,300,000円(税込金額)

$$\text{①} 7,500,000 \text{円} + \text{②} 3,300,000 \text{円} \times 100/110 = \text{③} 10,500,000 \text{円}$$

→ そのまま計算      税抜処理      基準期間の課税売上高

③基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるため、2割特例の適用を受けることはできません。

出典 国税庁webページ  
(2割特例用消費税及び地方消費税の確定申告の手引き2頁)より一部引用

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023008-043.pdf>

ただし、下線は講師が追加。



## 2 (留意点1) 2割特例を適用するための基準期間の課税売上高

- ✓ 2割特例の適用が、必ずしも有利でないケースもあります。
- ✓ 適用要件の充足、有利/不利の判定など、インボイス制度も合わせて再確認しましょう。

消費税

### 2割特例 特設ページ

#### 2割特例とは？

- インボイス制度を機に、
- 免税事業者から**インボイス発行事業者**となった方について、
- **3年間**、
- **納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる 特例**です

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_2tokurei.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm)

特集 国税庁 **インボイス制度** 特設サイト  
相談会、パンフレット・Q&A、相談窓口の連絡先等をご案内しています。

インボイス制度 国税庁  
**公表サイト**  
インボイスに記載されている登録番号の確認はこちら

インボイス制度について知りたい  
税理士にオンラインで相談したい  
**インボイス制度に関わる各省庁等の窓口一覧**  
制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口をご用意しています。  
補助金について知りたい  
取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

個人事業者の対応のポイント  
「これだけは押さえてほしい!」ポイントをまとめてみました

あなたに必要な情報をお届け  
(情報ガイド)  
質問にお答えいただくことで、必要な情報をお届けします

重要なお知らせ  
令和6年能登半島地震に関して、消費税の特例(インボイス制度関係を含む)は[こちら](#)をご覧ください。  
e-Taxで登録申請を行った方で、登録番号等が記載された登録通知(電子データ)の確認の仕方がわからない方は[こちら](#)をご覧ください。

新着情報  
1月16日  
• 通達・Q&Aページの「インボイスの取扱いに関するご質問」を更新しました。  
10月28日  
• 通達・Q&Aページの「インボイスの取扱いに関する

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

## 2 (留意点2) 短期前払費用と免税事業者等からの仕入れ (みなし控除割合)

- ✓ 「一般課税」にて消費税を計算する場合の、仕入税額控除の論点です。
- ✓ インボイス制度下でも、短期前払費用は支出した日の属する課税期間の課税仕入れになります。

(短期前払費用)

問 98 当社は、法人税基本通達2-2-14の取扱いの適用を受けている前払費用について、その支出した日の属する課税期間の課税仕入れとしています。  
また、当該前払費用は相手方から交付を受けた請求書等に基づき支払っています。  
適格請求書等保存方式において、相手方から交付を受ける請求書等が適格請求書の記載事項を満たすものであった場合、当該前払費用について、支出した日の属する課税期間の課税仕入れとして仕入税額控除の適用を受けることができますか。【令和4年11月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

法人税の計算において、前払費用 (一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち支出した事業年度終了の時にまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。以下同じです。) の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、当該前払費用を損金の額に算入することが認められています (法人税基本通達2-2-14) (所得税についても同様です。)。

消費税の計算についても、当該取扱いの適用を受ける前払費用に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしています (基通11-3-8)。

したがって、このような前払費用については、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととなりますが、当該前払費用に係る課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要となり、ご質問のように当該前払費用に係る適格請求書等を保存している場合は、支出した日の属する課税期間の課税仕入れとして仕入税額控除の適用を受けることができます。

出典 国税庁webページより一部引用  
(インボイス制度に関するQ & A)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/98.pdf>

ただし、下線は講師が追加



## 2 (留意点2) 短期前払費用と免税事業者等からの仕入れ (みなし控除割合)

- ✓ インボイス制度下では、免税事業者等からの仕入れは、仕入税額控除ができません。
- ✓ 帳簿記載等の要件を満たせば、一定割合を仕入税額とみなして控除ができる経過措置があります。

(免税事業者等からの仕入れに係る経過措置)

問 113 適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。【令和7年4月改訂】

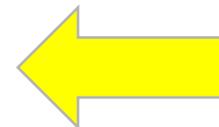
【答】

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」といいます。）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません（消法30⑦）。

ただし、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています<sup>(注)</sup>（28年改正法附則52、53）。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
【注】令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%



【注】財務省webページより、一部引用  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/08taikou\\_gaiyou.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_gaiyou.htm)

(令和8年度税制改正大綱の概要)

○インボイス制度導入に係る経過措置の見直し  
免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げのペース・幅を緩和する

(令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割)。

1 免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を1億円（現行：10億円）に引き下げる。

出典 国税庁webページより一部引用 (インボイス制度に関するQ & A)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/113.pdf>

## 2 (留意点2) 短期前払費用と免税事業者等からの仕入れ (みなし控除割合)

### 【短期前払費用の特例と、免税事業者等からの仕入れの経過措置を、いずれも適用するケース】

#### (設例)

一般課税で消費税を計算している事業者が、毎年12月に、12月から翌年11月までの1年間の事業用駐車場代を支払っており、短期前払費用の特例を適用しています。

駐車場の貸主は消費税の免税事業者等のため、一定割合を仕入税額とみなして控除する経過措置を適用します。では、その際に用いる、みなし控除割合は？

#### (選択肢)

- イ すべて80%として計算する。
- ロ 令和7年12月から令和8年9月は80%、令和8年10月から50%、と区分して計算する。

(注：前スライド記載の、令和8年度税制改正大綱の情報は反映せず、令和8年10月からも50%の設例としています。)

#### (処理方針)

- イ すべて80%として計算できる、と講師は考えます。  
→次ページのQAが、令和7年10月に、国税庁より公表されました。

## 2 (留意点2) 短期前払費用と免税事業者等からの仕入れ (みなし控除割合)

(短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用)

問Ⅹ 当社は、3月決算法人です。取引先との保守契約に基づき、毎年1月にその年1年間分(1月から12月分)の保守料金を支払った上で、短期前払費用として処理しています。当該取引先は適格請求書発行事業者ではないのですが、令和8年3月期の消費税の確定申告において、令和8年1月に支払う令和8年1月から12月分の保守料金の全額について、その仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができますか。

【答】

法人税の計算においては、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合にその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めることとされており(所得税についても同様です。)、消費税の計算についても、当該取扱いの適用を受ける前払費用(以下「短期前払費用」といいます。)に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしていきます(以下「短期前払費用の取扱い」といいます。)

また、適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った短期前払費用について、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該短期前払費用を支払った日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

【注】

ご質問のように、令和8年1月中に支払った令和8年分の保守料金について短期前払費用の取扱いを受けていることを踏まえ、令和8年3月期の申告においては、1年間分の保守料金全額について仕入税額相当額の80%の割合により本経過措置の適用を受けることとして差し支えありません。

出典 国税庁webページより一部引用  
(インボイスの取扱いに関するご質問  
令和8年1月16日更新 問Ⅹ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zei/mokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0025002-059.pdf>

ただし、下線は講師が追加

【注】 令和8年度税制改正大綱の概要  
については、P21を参照



### 【R7贈与税の申告】

1. 特にR6から相続時精算課税を選択したお客様には、R7以降も贈与の有無を確認する等の継続的なフォローが必要になります。
2. 贈与税の申告が必要な場合も、相続時精算課税を選択すべきか、暦年贈与で申告するか、お客様の意思を確認しながら、検討する必要があります。

### 【R7消費税の申告】

1. 2割特例の適用可否の判定について、特にインボイス制度開始を契機にインボイス発行事業者になったお客様については、基準期間の課税売上高の計算で留意が必要です。
2. 免税事業者に対する仕入税額の経過措置と、短期前払費用の特例を、あわせて適用する場合には、みなし仕入税額の割合について、確認が必要です。

**ご視聴ありがとうございました。**